

ニュースレター

発行 近藤誠司法書士事務所

近藤誠司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！

2016年10月号 Vol.1

ご挨拶



■ ニュースレターはじめました！不動産会社の方々へお役立ち情報をお届けします！

皆さま、こんにちは。司法書士の近藤誠です。

少しでも、お得な情報、役立つ豆知識などを皆さまにお届けすべく、スタッフが毎回テーマを厳選して手作りしています！皆さまに貢献できる事務所を目指して、頑張っって継続していきますので、今後とも当事務所をよろしくお願ひします！

今月の不動産Q&A テーマ：「権利証の紛失について」

Q&A

Q. 自宅を売却して引っ越したいが、権利証を無くしてしまいました。売却の登記をするのに権利証がない場合は、どうすればいいでしょうか

A. 不動産を売却して、その旨の登記をする場合、通常は売主となる人が権利証と印鑑証明書を提出して確かに物件の所有者であることを確認します。しかし、権利証がない場合、それができないので代わりに司法書士がその責任において本人確認情報という書類を作成します。

これは、権利証を提出することはできないけれども、確かに物件の所有者本人に間違いありませんといった内容の書類です。この書類を提出することで、権利証の代わりになります。

作成するにあたり、司法書士が直接本人と面談をして、権利証紛失の経緯や物件の取得経緯などを聴取するかたちになります。

なお、売却予定のない不動産について権利証をなくしてしまった場合、権利証の効力を失効させる手続がありますので、その手続をとることをお勧めします。

当事務所では、権利証紛失といったイレギュラーな案件にもスピーディに対応いたしますので、お困りの際はご依頼ください。



～あどがき～

秋と言えばスポーツの秋、芸術の秋、読書の秋と皆さん好みは別れますが、私は断然！食欲の秋です！！

雑学ですが、さんまの食べ頃ってご存知ですか？

さんまは脂が乗ると、口先と尾の付け根が黄色になります。これが「今が旬」のサインです。さんまを買う時は口先、尾の付け根に注目して見てください！

近藤誠 司法書士事務所

〒186-0002

東京都国立市東一丁目15番地21 ドマーニ国立2階

TEL 042-501-2151 FAX 042-577-6121

www.kondo-office.com

予めご連絡いただければ、土日の相談・対応も承ります。土日の見積もり、権利書預かり、本人確認なども対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

TEL 042-501-2151 受付時間 9:00～18:00

